

理髪店のカルテル

明治三〇年末ころより、同業組合が流行のようになり生まれてきた。同業組合のない業界は少ないといわれた。これらの同業組合は組合の申し合わせで高い値段をきめる。競争で値段を下げることを防止する独占的なものであった。現在カルテルといわれているもの一種だ。そして、業者のなかでも資本の大きいものが小資本のものを自然とたおしていくようならくりも持っていた。

同業組合の 熊本県の熊本理髪組合のばあいの報告がある。以下当時の新聞『熊本評論』によるカラクリ つてみてみよう。

この組合の規約によると、熊本市内の理髪店を二つのクラスに分ける。一級の店では十八銭、二級の店では十四銭ときめ、もしこの規約に違反すると二〇円以上の罰金をとるというわけである。そして、どの店が一級か二級かは組合で指定することになっていた。組合といっても、牛耳っていたのは、資力の大きい少数の組合員だった。

ところで、この値段は警察の命令だ、これに背くものは営業を停止されるだろう、というような流言が業者間に流れてきた。これが無知な力のない当時の同業者を威圧した。

当時の新聞は同業組合の高い協定価格の企てを非難している。「十八銭とは高い理髪料ではないか、東京でもふつう十五銭、麴町、牛込ではたいはいは十銭である。この熊本においては七銭また

は十銭であった理髪料を突如消毒励行の名目で八銭以上も値上げを断行するとは暴利もはなはだしい」というのが新聞の非難であり、世間の非難でもあった。

組合の委員はたいい大きい理髪業者であったが、設備もある大きい店で十八銭の料金を取ってもそれで通るかもしれないが、中級の理髪店で十八銭にしなければならぬとすると、客は自然と大きい理髪店に行くことになるだろう。大きい業者の魂胆は、中級業者も十八銭にさせて暴利がむさぼれるように見せかけ、実は、客を大きな店へうばうための手口であったのだ。

高い理髪料を、市民からむさぼり、大きな店へうばうための手口であったのだ、これが大きい業者が支配していた同業組合のからくりであった。

現代でも理髪料金はたいい同じ料金になっている。値段を協定すると独禁法違反になる。競争しなければならぬことになっている。すべて値段は、申し合わせて同じ値段にする場合には、公正取引委員会が申し合わせの事実をつかむことに努力し、協定しているとわかれば業者はそのような協定は法律違反ということで協定廃止を勧告する。それでもきかない場合には公取委の審判に持ちこみ、判決が下ると罰せられることになる。

協定しているとわかっているにもかかわらず、なかなか証拠がつかめない巧妙な手口もある。理髪業の場合など、ある地区の業者にその業者の連合会などからアンケートを出し、料金はいくらぐらいが適当と思うかと会員業者の意見を書かせる。不思議と同じような値段が書きこまれている。しかし、とにかくそれが「アンケート」の結果なのだ。そこで理事長は「アンケートで業者がこのような値段を

希望している」と発表する。そこで値上げが事実上きまつてしまふ。協定したわけではない、業者個人個人がみなこのような値段を要求しているのだという。それがアンケートに現われたという。ところで、アンケート以前にどんな暗示や指令が飛んだか、だれにもわからない。

理髪業者の口は固い。公取委が申し合わせの証拠をつかもうとしても容易につかめない。長い徒弟制度によって培われてきたこの業界の伝統が、理髪師の口を固くしているのである。

カルテルは今日でも物価つり上げの主犯人であるといえる。電気器具、繊維その他多くの物資が申し合わせて値段をつり上げている。申し合わせの事実がわかると、独禁法違反となるが、なかなか証拠はつかめない。大企業となると、はっきり推測がついても、証拠をのこすようなことをしない。その意味で地下カルテルとかも、ぐりカルテルなどという名前が出て来る。

アメリカでも鉄鋼会社の価格協定は、世間の注目のまとなり、FBI（連邦検察局）も眼を光らせている。しかし、このような巨大大企業になると、形跡は絶対のこさないと言つてもよい。たとえば、鉄鋼企業の場合、幹部同志がゴルフなどで集まり、相談する。それも、コースの間に間に、相談するのではなくて、ゴルフを終わつてシャワーを浴びるわずかの時間の、二言か三言できまる、と言われている。しかし、深くもぐつた地下カルテルも、まれには摘発されることがある。アメリカの有名なビッグ・ビジネス、GE、ウエスティング・ハウスなど二九社が協定したことを摘発され、大企業の副社長級が七人刑務所に入れられたり、数億円の罰金をとられたことがある。日

本では松下はじめ電気器具のメーカーが協定の事実ありと公取委に調べられ、審判にかけられているが、アメリカほどの公正性は期待できない。政治の力で逃れてしまうからである。

電車焼打事件

日比谷に
集まった二千人

明治三十九年三月一日の午後一時ごろ、けむるような春雨のなかを一千名以上

現在の都電の前身は、そのころ、三つの私営電車会社によって経営されていた。電車賃は三銭均一制であったが、会社はこれを五銭に値上げしようとして企てた。三電車会社は、当時の金で一〇万円ともいわれ、三〇万円ともいわれる金をつかつて市会議員や一部の新聞記者を買収し、値上げ反対の声を封じようと策動したことも伝えられた。

この企てがきこえると、市民の間には轟々たる不満がわきおこつてきた。このような状況のなかで、当時の革新的な団体が反対運動の音頭をとつた。そのよびかけがキツカケとなって、日比谷の集会となった。

その集会の司会者となつた山路愛山は二通の決議文を朗読した。司会者は数名の委員を指名して内務大臣に決議文を渡させることにして散会した。

集会は終わった。しかし群衆は散ってしまわないで

赤旗四本、のぼり二本をおし立て、太鼓を打ち鳴らしながら公園を横断して有楽町の電車会社の前に集まり、口々に会社の横暴を攻撃し、そのあと、山下見附を出て人民、時事、毎日、万朝、読売など新聞社の前を通って電車会社を買収された新聞をのしり、銀座通りに出て京橋区の凱旋門下に至って解散した。

その夜、社会主義者らは浅草蔵前で値上げ反対演説会を行なった。

一五日の午後一時、前回の市民大会の決議にしたがって再び日比谷公園で市民大会が催された。その日は快晴で、群衆も約二千人が朝早くからつめかけた。司会者が「東京市民はあくまで電車賃値上げに反対す」と大書した白旗を山上に打ちたてると、拍手喝采は天地をゆりうごかすありさまであった、と当時の新聞記事『東京朝日』は書いている。

そのありさまを三月一六日の『東京朝日』は「群衆

赤旗を翻えして市庁に迫る」の見出しで伝えている。

それによると、かれらは山上に大旗をたて、赤旗を翻えし、太鼓をたたいて氣勢をあげ、左の三条を決議し、これを紙片に大書し、竿の先につけて集まった人たちに報告した。

『我々は市会の決議を無視す』

第一 我々は電車値上に飽まで反対す。

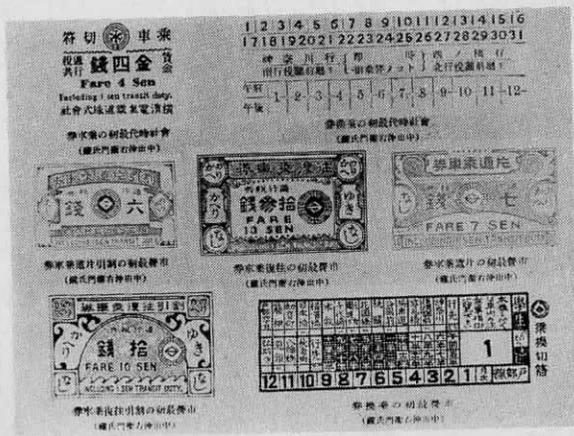
第二 当局者若し値上を許可せば、我々は当局者を以て会社の私利を重んじ、市民の公益を軽んずる者と認む。

第三 来る十八日午後一時より上野公園より、当公園まで大示威運動を行ふ。」

記録では決議報告がすむと、主催者はここで直ちに散会の旨を告げた、となつてゐる。そして、社会主義者らはさらに東京市役所におもむき、市会に迫るため赤旗を持って太鼓をたたいて山を下り、桜門より出で、右折し、電車会社前に至り、値上げ不当を叫んだが、このときははいついてくるものが迫々にふえ多数になつてゐた。そして数個の礫が会社の建物に飛び、ガラス窓数か所を破壊した。それから一行は山下門を出て、数寄屋橋から丸の内にはいり、東京市役所の通用門をはいり、土木部前に集合したが、やがて構内と附近の往来は人間でいっぱいとなつて非常な混雑となつた。

このとき、麹町署長があわただしく駆けつけ、群衆を慰撫してようやく解散を承諾させたので群衆は四方に散つたけれども、一部は再び日比谷公園にはいつて三々伍々集合した。

『東京朝日』の記事はつぎのようにつづく。



横浜電気鉄道・横浜市電最初の乗車券

「大会解散後の崩れは、前記の如く再び日比谷公園に集まり、三時頃には公園正門前の道路に出て、或は電車の不都合を論じ、或は市会の決議を罵り、路上演説をなすものありて群衆は益々加はり、形勢漸く穏かならず、同所を往来する街鉄電車は、何処ともなく飛来る瓦礫に危険を恐れて躊躇せし程なるが、右の群衆は追々進んで、又も街鉄会社前に押寄せ、往来も止まりて喧囂一方ならず、此有様につき急報によりて、警視庁より騎馬巡查十二名、警部の指揮によりて出張し、群がる人々を押し分けて鎮撫せんとせしも、容易に散せず、其内一人の職人体の男進み出で、会社重役に面会せんと叫びしも、会社は此形勢に怖れて扉を閉鎖し一人も応接に出づる者なく騎馬巡查は必死となりて慰撫に尽力せしより、群衆は一先づ同所を引上げて、其儘日比谷公園内に入り込みたり。

△公園内の屯集

斯くて四時頃には一団の人々公園内に屯集して、寄々何事かを協議し居たれば、警官は頻りに其行動を警戒し、果ては憲兵及騎馬兵二名も駆付けしが、此騒擾を聞きて四方より駆せ集まりしもの頗る多く、日比谷原頭の風色、為めに懐愴の観ありたり」

『東京朝日』記事は近衛騎兵将校、近衛歩兵一個小隊、騎馬巡查百五十余名、巡查四、五百名が出張し、また、憲兵も数十名駆けつけて日比谷公園の群衆を解散させようとしたことを報じている。

しかし、午後四時三〇分ごろ、芝山を下り、桜門を押し出した約一千五、六百名が有楽町について、新宿方面から来た電車が交差点に止つたのを見て、「ソレ来た」とこれに肉迫し、車台にとり乗る者あり、石で窓ガラスを破壊するものもあつた。

兇徒聚集 挫折した値上げ

この事件は、当局によつて「凶徒聚集罪」として起訴された。電車問題凶徒者西川光次郎（三二歳）雑誌記者大杉栄（二二歳）などの名前も出ている。決定書は次のように書いている。

「被告光次郎は数千の会衆が散会の旗に依て將に解散せんとするを呼び止め諸君之より東京市会に押寄せては如何と謀り被告千代彦は傍らより市会だ／＼と連呼して会衆を煽動し衆拍手して之に賛同するや被告義三、韶、伝、栄は赤旗數旗を樹て、山を下り被告守国は太鼓を敲て之に随ひ被告光次郎、千代彦は其赤旗の下に立ちて先導となり数千の群衆を引率して同公園桜門を押し出され被告兼次郎、一郎は其赤旗の下に立交り被告余所次郎は其群衆の中に交りて是亦同門を出で行々喧擾して電車の進行を止め或は電車の軌道に立塞がり或は電車に投石しながら麴町区有楽町三丁目三番地東京市街鉄道株式会社に迫り。

右東京市役所前にて解散したる群衆の一部は再び日比谷公園芝山に集り喧々囂囂擾を極め居る内氏名不詳書生体の男は竹竿に赤色の布片を結び付けて之を山上に樹て茲に電車賃率値上げ反対の演説を為したる末宜しく是れより会社に押行き大に談判すべしと主唱し午後三時頃赤旗を先頭にし約三四百の群衆を率ゐて桜門を出で喧擾して電車の進行を阻礙し乍ら東京市街鉄道株式会社に押寄せ或は砂礫を飛ばし或は窓硝子を毀損するに当り被告不美男は山麓より該赤旗を中途迄携へ行き或は遣れ遣れと叫び突進し閉鎖しある扉を開かん

とし被告清次郎は其群衆の中に加はり会社に投石し被告久七も遣れ遣れと云ひながら投石したり然るに警察

58

官は此報を得直ちに騎馬巡査を派遣したるため群衆は更に前記芝山に引揚げ益々喧擾し氏名不詳牛乳配達体の男子が諸君是より会社に押行くべし示威運動と呼号し山を下るや被告清次郎は焼打焼打と叫び被告操は該赤旗を携へ牛乳配達体の男子に附随して群衆と共に桜門を出で喧擾し群衆が電車に対し投石するや被告清次郎操も亦投石し被告魏一は甕に投石するのみならず巡査が他の投石者を逮捕せんとするに当り之を妨害し被告治太郎は数回投石して窓硝子を毀損し被告瀧次郎は其群衆中に加はり投石せんとしたり。

同日午後七時頃右群衆の一部は尚解散せずして数十名日比谷公園正門附近に団集するや被告敏太郎は電車賃率値上の不当なることを演説したる末諸君是より任意に活動すべしと称して其群衆を率ゐて東京市街鉄道株式会社前に到り群衆が或は関声を揚げ或は罵詈喧囂するや被告敏太郎は後方より遣れ遣れと叫び被告高次郎は敏太郎の演説中大に遣るべし会社を破壊せよ焼燬せよと叫び会社前に在ては会社を破壊せよ電車を焼燬せよと呼号し被告伝吉は之に乗じて会社に対し一回投石したり。」

以上は判事の書いた決定書であるから、どこまでが事実であるかはわからないが、大会が散会した直後、西川光次郎らが、まさに解散せんとするものを呼び止め、市会へおしかけようとそそのかしたように書いているが、これは、『東京朝日』の記事では社会主義者たちだけで市会に押しかけようとしたのに民衆がついて来て、その数がゆくゆくふえてきた、となっている。

ところで、三電車会社は、このような市民の猛反対をもしりめにかけて、値上げの請願を提出した。しかし、さすがにこれは認められなかった。このようにして会社の電車賃値上げの企ては挫折

した。

空砲を 値上げは中止になったが、三電車会社は再び値上げをたくらんだ。策謀運動の結
放った憲兵 果、内務大臣はこれを許可することになり、九月一日以後に実施されることとな
った。

九月の五日ころから再び騒擾が始まった。それは夜ごとに激しくなった。八日から電車は日没とともに運転を中止するに至ったが、形勢は不穏であった。

五日、六日、七日の三夜に三社の電車あわせて五四台破損し、車掌、運転手および警察官合わせて一八名が負傷した。そして約百名のものが検挙されている。

九月六日の『東京朝日』は、「電車運賃値上げに激昂した群衆電車を襲撃、憲兵空砲を放つ」という見出しの記事を掲げている。

九月の五日に群衆がまた示威運動にうごき出した。電車運賃値上げ反対の大旗をおし立て、日比谷公園の正門を出て内山下電車会社前から山下手門を通過したときは一万以上の人数となつて、電車が通るごとに怒号し、ワイワイ、ガヤガヤ、京橋区山下町の泰明学校堀端から銀座三丁目の角に出て、銀座通りの左側を練ってゆく途中、電車の進行してきたのを見るや「降りろ降りろ」と叫び、このため電車の立往生はまたたく間に数十台に及び、京橋から日本橋にいたる往来は人の帽子で埋まった。

電車会社へ向かった一団の群は警戒の警官によって進行をはばまれると、一転して銀座街頭に来

て、ちょうどその時走ってきた東電第十二号車に向かって襲撃を開始した。午後九時ころで人の出さかりであったから、騒擾の度は非常な大きさと成り、右往左往に走る人影はものすごいばかりであった。乗客も投石の雨にちぢみ上がった。あとから来た電車も進むことが出来ず、停車して乗客をおろし、運転手らは命からがら逃げ去った。

警官の態度はいつもとはかなり変わっておとなしく「皆さん、お退きなさい、お退きなさい」とさわぐ群衆を制していた。しかし、憲兵隊の一人は音楽堂附近に集まっていた群衆のさわぎを制しようとしてか、空砲をぶつ放した。群衆は一時はおどろいたが空砲と知ってまたもさわぎはじめた。

『東京朝日』はこのように報道したが、銀座の道路にそんなに石ころがあったのかという疑問も出るが、他の新聞はつぎのように書いた。

「石値を生ず。六日の夜なりしか、七日の夜なりしか知らねど、銀座街頭箆に石を盛り、一杯十二銭の価にて群衆に売る者ありしと云ふ。」

電車ボイコ この事件の少し前、八月に当時の社会党はボイコット運動すなわち電車に乗らぬ**ボイコ**運動 同盟運動を展開することに決め、数万部のチラシをつくって配った。その文句は、

「東京市民の大多数が電車賃値上に反対なるはいふまでもなし、故にわれわれは種々の方法を以てこの反対意見を發表し、政府当局者と三電車会社との反省を求む。しかも彼等にしても若し遂に反省するところなく、いよいよ値上を実行することとならば、われわれは最後の手段として電車に乗らぬ同盟を作り、値上実

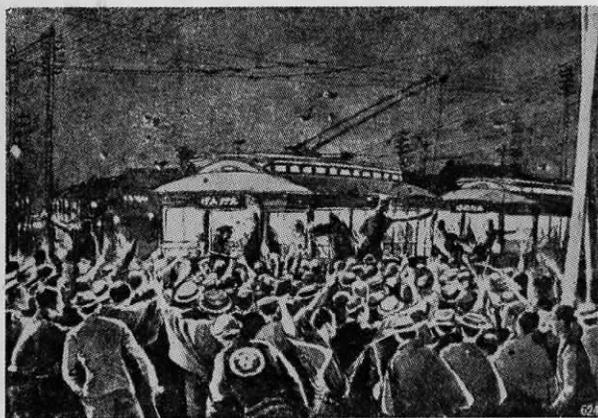
行当日より数日間全く電車に乗らぬこととすべし。われわれはボイコット運動を以て最も適当にしてかつ有効なる方法と確信す」

社会党のボイコット運動について当時の社会主義新聞『光』がつぎのように書いている。

「或はボイコットなどは出来ぬことなりと云ふものあり、或は又社会党のボイコット運動は全然失敗に帰したりと云ふものあれど、此は思はざるも甚だしきの言なり、ボイコットは決して出来難きことにあらず、又社会党今回のボイコット運動は全然失敗には帰せざりき。

社会党がボイコットの日として定めたる去る十一、十二、十三の三日間電車に乗るもの極めて少なかりき、一台多きも十人を過ぎず、中には一人位しか乗りて居らぬ電車もありたりき、而して其の三日間は電車一室に探偵一人づつ乗り居りたりと云へば、実際の乗客一人もなき電車も少なからざりしワケなり。

連日の雨にて運動充分出来ざりしと、市民尚ボイコットの効を知らざると、新聞紙が氣を一にして之れに応援せざ



九月五日市民大会当夜、須田町附近（尾竹國観画）

りしとの不利益ありながら、尚能く右の如き結果を示し得たるは、微々たる社会党の働きとしては失敗所か大々の成功なり、事実を公平に観察し得るの人は、必ずや之を社会党の成功と認むると共に、ポイコット運動の将来恐るべき運動たることを認識せん」

電車焼打事件については東京市電気局の『創業二十年史』にも記述されているが、これによると市民が交番を焼き払った、という記事も出ている。

主催者のいない

騒擾事件のように多くの民衆がうごくキツカケをつくったのは社会主義者た

市民大会

ちやその他の思想、政治団体の人たちであつたが、それが効を奏したのは、そ

の人びとの力ではない。すでに事態に対する不満感が大衆の間にみなぎっており、どこに触れても一触即発の状況になっていることを察知し、その一触をこころみて成功したのである。少数のそれらの人たちに一触の機会を与えたのが大衆自身であると言つたほうが当たっている。少数の社会主義者が民衆をうごかしたとか、動員したといつてはまちがひになる。組織の力でうごいたのではなく、民衆の自発性によつてうごいたのである。

組織を通じてうごくことが習慣化すると、組織が動かなければ個人が動けなくなる心理的習性が養われてしまう。その点から見ると、当時の大衆はナイーブで、暴走もしやすかつたが、問題を感じると自ら動き出す傾向を見せたものだ。

その一つの例がある。

『主催者不明の国民大会——「増税反対」に煽られて群衆殺到』

という見出しで『東京日々』（明治四一・二・一二）はつぎのように報道している。

九日市内各所に貼紙して、一日午後一時から日比谷公園で増税反対の国民大会を開くことを予告した者があつた。これは、社会主義者のやつたことだとうわさされたが、当日正午ごろから日比谷公園に集まつてきた人は数万の多きに達し、音楽堂を中心として十重二十重にとりかこんだ。

ところが、予定の一時が三〇分もすぎたが国民大会主催者らしい者一人も現われなかつたから、群衆のなかには「国民大会なんてウソだ、人をバカにしている」とどなるものもあつて、やかましくなつてきたが、やがて年令五〇歳ぐらいの一人の労働者らしいものが突如音楽堂に現われて、まわらぬ舌で増税反対の演説を始めた。酔っぱらいなのだ。数万の群衆はドツとハヤしたてた。

結局主催者は出て来なかつた。誰が貼つたともわからない一枚の張り紙であつても、大衆の求めることが訴えてあれば大衆は自ら集まつてきたものである。

現代の眼からみると、電車賃値上げくらいで、なぜこんな暴動さわぎが起きたのか理解できないかも知れない。それは、所得の少ない当時の大衆にとつては、電車賃が小さくない負担であつたからであり、また、市民の足として欠くことのできない公共的な機関が、暴利を追う独占私企業にまかせられて利益追求の機関になつていたことへの不満もあつたからであらう。

この事件においては、政界もマスコミも電車会社と歩調をひとつにしていたことも、民衆のいかりを呼びおこしている。

このような騒動のあとで、電車は東京市の経営（明治四四年）となっている。

フロ代値上げへの対策―共同浴場

明治四〇年六月二九日の都新聞は、『白山御殿』の共同浴場という見出しで書いている。

東京小石川区白山御殿町は労働階級に属する者の住む所だが、当時まで銭湯がなく、不便が少なくなかった。ところが、最近風呂屋ができて一人二銭づつで入浴させていた。ところが、さきごろから三銭に値上げしたため、労働者たちは困っていたが、発起人が出来て、共同浴場をつくる計画をたてたのである。その計画は、まず有力者から六千円を借り受け、浴場を建設し、会員となる者には一人一銭五厘で入浴させる。そのなかの一銭を入浴料とし、これで燃料、給料、灯火、地代、修膳費、元金の金利などを支払い、のこりの五厘を会員の出資積立金とし、それが六千円になれば負債の六千円を償却し、浴場を会員の共有物にさせるという方法である。

ところで、六千円を千戸にわけると一戸六円ずつの負担になるが、一家四人隔日に入浴すると一人五厘ずつの払いこみとして二銭、一か月一五回で三十銭、二〇か月で六円となる。だから、一年八か月たてば、全部を償却し、会員はこの浴場の所有者となり、一人一銭で入浴をすることができ、この事業が成功すれば、ほかにぞくぞくと類似の共同風呂ができるだろうと、げきれいされたものである。